走馬燈

特別
14
1919
164

176441

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

38- 8963

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文明元年

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

Charles Heron Wall 譯

ロンドン板 1886

字緑女（ものがたり）

第五

1668年ノ事

第一景

第一景　人（アンセルムの男 ハルパゴンの女）　Elise Valere

エリス、ウヒレンの、減多に、男を、解く、女、無之の許しの、得ざるまこと、者の世の、儀を、うれしこと、男、曰ふ、我、御身、の子、婚ぜ、事、入ること、なれば、なれば、何子、有らば、見や、我、ふ、ウ、両親、と、ものを、得ること、なれば、なれば、御身、いと、御の、心を、明かすこと

第二景　人（エリスの兄 シレアント）　Cleante

エリス　兄、事、と、欲を、法て、者、あり、ヤレを、ウ、何子、御身、様、者、女の、心を、さぐり、なれば、よ、法、きて、なれば、今、みの、ものを、

二人の、欲、ハ、男、ウ、女、の、隠れ、と、ものを、

東京帝大図書館 明治二十年 町田久成寄贈

家と無事に安穏と共に暮らす事を願ひ主山の麓に家を構へんと思ふ

第三の景　（ハルパゴン　アルアント）の僕 La Flèche

ハルパゴン僕の人事を異にあるかと疑ひ密かに探り

共偽を撞ひてそなたちやる

第四の景　ハルパゴン唯一人

金のうくしどうこする指図

第五の景　（ハルパゴン　クリヤント　エリス）

指図をきかれしうと思ひ密かに探りクリヤントの婚姻を

ゆるすべきかと二人が時々のうまきいふるまひとしづみ其

ゆるすべきかと二人が時々のうまきいふるまひとしづみ其

リヤントのうまきいふるまひとしづみ其

第六の景　（ハルパゴン　エリス）

第七の景　（ハルパゴン　エリス　ウラレール）

ハルパゴン男女人倫の道を説き　エリスをウラレールの父アンセルムに

を配偶とすエリスを拒絶す其後ウラレールの父アンセルム

ウラレールを恋する娘エリスを

アンセルムがウラレール

の父と事を知り

ウラレールの父アンセルム

第八の景　（エリス　ウラレール）

ウラレールの恋人エリスを東西の消息を

とりつぎ其事を和解の一

時に大欲ゆハルパゴン死去する女に無言

第八の景　（エリス　ウラレール）

二人行きて低徊の海をながめんとす

第九景　ハルパゴン　エリス　クレアール

前のつゞき　内密だんなを見まがへんエリスなる

第十景　ハルパゴン　クレアール

尚つゞき

第二幕

以下略す

要するに作者は主人公を以て一百姫の階級失策を示すと同一の傾向なりと

なるものなり　且つ地方の一般を以て一般の一般を窺

人人皆一方を生作

すなわち

生作を窺

コンデーとパルパゴンとの争論

べし　手練家の巧みなる　Trouve　の巧みなる　Valere　がハルパゴンを騙して

[illegible]　Cleante　が又なる　Cleante　が又なる

[illegible]　Cleante　が秘蔵の金を盗み

のきらるゝ　ハルパゴンが狂気の如くなる

[illegible]　Give back my money, master Jacques

[illegible]　ah!...　Ah!...　Ah!...　Ah!...

[illegible]　Ah!...　Ah!...　Ah!...

[illegible]　Ah!...　Ah!...　Ah!...

[illegible]

[illegible]

[illegible] Valère の紹介を時々[illegible]
[illegible] 記録
[illegible] 円迂[illegible]
[illegible] 人情[illegible]
就中 Clauti と大[illegible]
[illegible] 毎[illegible]人
[illegible] 猫[illegible]の心[illegible]
[illegible] 人[illegible]
[illegible] ハルパゴンの[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

作人五[illegible]中[illegible]
[illegible] 正直市人 Chrysale の妻 Philminte が
[illegible] 二人の女の中
[illegible] 1692年
[illegible] 妹 Henriette の性質のお[illegible]
[illegible] Armande の[illegible]
衛[illegible]トリソチの似[illegible]派を一句毎[illegible]
[illegible] Vadius とトリソチ[illegible]相[illegible]
[illegible] の博[illegible] Vadius が古書を印[illegible]
トリソチが劇[illegible]の[illegible]
ルシントの[illegible]トリソチを[illegible]
共[illegible]人 Ecole des femmes の[illegible]人[illegible]実直の[illegible]人[illegible]

直言の極人をくるまとぐまれて まことにルシルシント
のトリリチとの対象まさに事の偽れが虚偽
を暴露せんとするあまりに遂に或
理想を合めりと見ゆ 仍 Ariste (主人の弟)の策
を一家内の事の如き(まれてきたるや)
トリリチとが彼を欺くと信ずるの偽のあまりに
泥棒風の小方法を用ひんとす
神経病者 (Le Malade imaginaire) 1673 作
作の主公 Argan も一種の狂人 共妻 Béline の不実と
其女 Angélique の無情を女の侍女 Toinette のさとりなる

ラ、ドスカ

ウヰルトリナ、サルドー作　一八三〇生

国王ニコリナ Caramadoの命令ニ逆ヒ Lv. Andreaガ宮中ニ来ルヲ迎ヒ出ル Cesare Gaspelliガ宮中ニ来ルヲ Floriaの所ニ主角ヒ Floriaくれんとハ Loeade ハ Time ノ間ニ Floriaの好実ヲ保トスカノ性ニ奔走ス Floriaガ為ニ Cesaraヲ殺シ Floriaヲ奪ヒ去ル

一八〇〇六月上旬ノ場面 Floriaの住ノ二階ニ場面 Floriaヲ殺ス

恵夏寛の弟子達磨迦陀羅尼得て、死ら共人と陽炎を殺すと真言密教行く法くさるものなれば、今の若者自分の事を修行を修生する五四次こころなれば、今の急の手段を実現絶対とする思ひさるべしこんなう次也

○井上哲次郎の唐土十数回もする仏教の義支那の儒家なれば仏法金陽宮と云ふ義仏法を学ぶ儒を報ずる為の書と云ふ、哲次郎の印之んを敬意する、敬して記

有るも之れを示さずと云へ、若し一人を得れば
くゝ海外いつまうゝ者ありん
○日清戦役の紀念として戦利品を陳ずる場
の飾りもけけてあるべきものゝ様なれども支那
人うきうて来る様なれども、国家上此の戦利品
もどしうく片付けてあるべき必要もうある様な
思ふなり、若し支那人の紀念に来る公好の人を
あるべきこゝろあるべき必ずもどしうく一品
二品を紀念品に持ぐこゝろづもりなる。因て
今ときうて支那人に其の品物の設備をなすのも
誰のも云ふべきもいい様なれども全体斯る戦利

品を永く衆目の注ぐ所に置くは必要
のあるべき例へば仏獅のごとき敵国ひ
もるべき一を養成してそなへるべき
べき事あるべし、支那の為にもまた我
邦に於ける忘れ得ざるべき戦績を
やはらぐべきまた永く紀念物を
かいべきの性地なるべつてなるべき、然る紀念物を
実際上一九子どこうへ片付けて置くべきべ
くゝ、勿論歴史上に国権上の大紀念物ある
べき決して失つてならない、唯比較的に云へば
の数らして主こゝに、之れを集めて一個所に置

くうよい●とそのひあるも四北溪の家
○此の中きさものくひあるも、閑にしてそこに、墓
探」の逸話をもつて、閑にしてそこに、墓
地を清山の墓地を高らし是も書下
の自傳を北溪の上に掃あるもしてて
書くの雲定のもつて、原稿料
を仍ほそこに●雲定ゆかりとの仲介
業につし来れるとの秋濤記る
書林の書肆は書林の探索
を今更そこに盛肥也、秋濤四くそこに
して北溪雲定に探偵を頼うて一十

説を書くは論易の探偵を貴うらむ
う容易のこと金を四くの人の落る個所
こもをそこの落る個所
を書くもを吹て後を求む
う数也、此を吹を求を一つとなる
形はあるこれりのこと
○悪掃」を報ぶ戦んとする一種の風
刺画こと、仍て人こと
数ヶ所を画こと雲を宣
えこと、軍と戦を四月間
ゆる如所を探偵し戦争して
笑資を作こと、或を寄附金勧

[illegible]

[illegible]

[illegible]ことがあるが北條弘文館（[illegible]）から發行
せられることになつたので[illegible]
[illegible]
[illegible]

清水と称さるべき鍋渓と[illegible]硫黄の[illegible]
[illegible]支那[illegible]山[illegible]必ずひ事
実を[illegible]義[illegible]鍋渓をとんでもあるを
[illegible]ものを[illegible]大体山あ
の記[illegible]ものの[illegible]鍋渓を隔てるの
[illegible]記のごとくなるべし、[illegible]鍋渓の
[illegible]支那[illegible]の面[illegible]あるべ
[illegible]ば[illegible]しいのである、かく支那
[illegible]の山の面を[illegible]一往[illegible]出[illegible]の面[illegible]あ
[illegible]を[illegible]疑を[illegible]の[illegible]
[illegible]事実[illegible]小樣

準[illegible]
[illegible]しいのである、[illegible]
[illegible]面を[illegible]方を[illegible]鍋[illegible]
[illegible]面[illegible]海[illegible]
[illegible]こんこうを行うのい、[illegible]
[illegible]大[illegible]の生[illegible]屋を外観
[illegible]山[illegible]の外観の峻峰奇
[illegible]
[illegible]トンケンかし
の山[illegible]滑稽[illegible]隔[illegible]
[illegible]面[illegible]実験の[illegible]

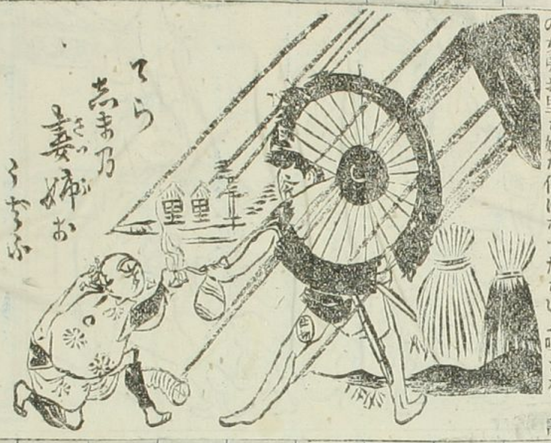

▲挿繪にある五段目の、故菊五郎の奥役で、新富座の仕切場をして居た斧丸といふ男が菊五郎の女房お里と妙な仲になつたといふ噂さを、諷した惡摺で誰れが撒くとの知らず諸方へ散らばつた、

▲但しこの惡戯者の大將は日報社の編輯局で、西田蓋坡老人が鳥羽屋紫蝶（機つり人形使ひ）の繪びらに擬して、定九郎の頭を斧といふ字になほし與市兵衛の妻をきくといふ字にしたのを、芳幾老人が田舍家を里といふ字に直す、蓋坡が斯うもあらうかとてらしまの妻姉を奪ふ定九郎とやつた、これが此の惡摺の由來因緣

▲挿繪の内に鬼の居る繪は、評判記の内でいつて役の卷軸の内に置てある大上々吉の位で、地獄絵相と言ふのである

▲圖の說明をすると、鬼は號を羽扇と言つて本名を廣岡宇助當年七十五才でピン〳〵仕て居て榮泉社の發起人、今は合名になつて色摺機械印刷工場で盛んに營業仕て居るが、初めは銀座役人辻の手代で後に日報社の會計と成つた、鼻が滅法高い、天狗と言ふ綽名がついた、繪筆を摑まれて居るのは竹田交來で、寶珠形の鏡に映つて居る連中は、魯文、有人、玄魚、猫は柳橋の藝者かくなぞで、映されて居るのは其頃皆惡摺を發行れた連中である

▲是等の惡摺は皆交來が發行たのだと言ふ事を羽扇が見せたと言ふ惡摺で、羽扇の後に人面

獣身が居るのハ、竹馬と言ふ男で、大傳馬の新道に居て木綿店の川喜多なぞへ多く這入り込んで居た一種の幇間であつた

▲大店の若い者が夜脱け出して遊びに行く時の支度宿、乃ち仲宿もして居たのだ、身だが楽で小銭が廻るところから通人社會へも立廻つて居た、然るに竹馬ハ無妻で姉が居たが、道ならぬ事をして居たといふので暗に竹馬の號を利かせ人面獣身を言つたので、或る時例の辻の家で繪合せの會が有つて兼題ハ川中島・開卷の時の題向も甲越の左右に分れた大趣向であつた、色々餘興もあつた其内で故河竹新七が魯文作の川中島の車掛りの講談を演じた、講談中の人物ハ皆な其頃の通人社會に知名な者の渾名あだなで拵へてあつたが竹馬が出陣の所へ來ると一息聲を張上げて「頃元の老婆に打ち跨がり」とやつたので座中の者ハ何れも顔を見合はしたといふことであつた、

▲挿繪に有る圓朝のビラは極彩色で綺麗である俳優も落語家とハ伎藝の上の段ごと違へ三遊亭圓朝ハ兎に角中興の名人、此道の棟領、圓朝が故人と成つて圓朝の口まね連中は澤山あるが、大阪から歸つて居る元の圓雀今の圓馬の外に着實な話しをするものハ一人もない

▲圓朝は非常なニヤケ男だつた、朱縮緬の襦袢の袖をビラつかせて、大髻のまげを結つて居るので、仲間から藏前の大杓子と言はれて居た、名を賣るにも中々骨を折つて居た、自作の合卷物を毎春年玉として客先へ配る、芝居掛りの大道具の高座で、本水、居所替り、引抜き、早替り、聲色ハ非常に拙かつた、但し道具を遣つた芝居噺しでハ名人の桂文治も圓朝のケレンの爲めに追まくられて仕舞つた、何しろ兩國の林屋を臺夜三年間打ッ通した勢ひであつた、其内に時勢に叶つた西洋人情噺しといふビラで何れの席でも大入客止といふ有樣

▲此圓朝の妻ハ柳橋の藝者で大幸といふものであつた、此の惡摺ハ即ち此大幸が圓朝の妻に成つた時に出來たので、大幸の關係すぢが化けて來たと言ふ譯けなのである、大幸も慥ら生きて居る、今尚ほ達者で居る、有馬と言ふのハ有馬屋清右衛門で此人も多分生きて居る、今の藝者ハドンナ物だらう、或る探訪者がいろはと言ふ藝者の關係者と四十八人探さうとすると四十八人所か六七十人も知れて來て止度がないから減じていろはの四十八人として、編輯局へ持つて來たと云ふ噺しがある

[illegible]

○我邦に於ては各社の紙の発行部数を知ることは其[illegible]
[illegible]得ることは[illegible]行部数を調査する方法[illegible]
[illegible]社の紙の数を[illegible]
[illegible]其の主なる原因[illegible]
[illegible]の発行部数[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本大新聞發行紙數高比較表

（一万枚以下の新聞は略す）

二六新報	一四二・三四〇
大阪朝日新聞	一〇四・〇〇〇
大阪毎日新聞	九二・三五五
萬朝報	八七・〇〇〇
報知新聞	八三・三九五
東京朝日新聞	七三・八〇〇
都新聞	四五・〇〇〇
時事新報	四一・五〇〇
中央新聞	四一・〇〇〇
讀賣新聞	二一・五〇〇
國民新聞	一八・〇〇〇
毎日新聞	一四・〇〇〇
中外商業新報	一一・八〇〇
東京日々新聞	一一・七〇〇
日本	一〇・〇〇〇

と多大の費用とを抛うちて、各種の方面に向ひ精査に精査を加へたり、各種の方面とは何？曰く各新聞社内を種種の方便により手の届くだけ精探せし事、曰く各社が需用する新聞用紙に就て精密に取調べし事、曰く毎日各社へ持込の連數、曰く發送の斤量、曰く何、曰く何、凡そ調査に要する都面といへる都面は毫髪の手落なきまでに取調べて殆ど遺憾なきを期せり、然ども尚同業者間の作法として各社の紙數を發表すべき旨を齎らし且念の爲萬一調査の誤謬なきや否やを確かむる爲、責任ある社員を各社に遣り、其社主要の社員に面會して、吾社調査の結果（其社の紙數）を述べ、若し相違あらば此際吾人の信ずるに足るべき實際紙數の證據を示されんことを請ひ、尚此請求を容さいれば吾社は吾社の自ら調査せしものを發表せざるべからざるの止を得ざる旨を告げたるに、各社の答は不幸にして一致するを得ざりき

（甲）吾社の調査正確を認めたるもの

（乙）相違ありとて書類帳簿を提示されたるもの

（丙）此發表は全然中止されたしと請求せしもの

（丁）相違せりと答へながら其相違額を明言せざるもの

（戊）毎々不在にて面會し得ざるもの

（己）後刻返事すべしとて其儘になりたるもの

各社の挨拶は此の如く區々なりしかども要するに本日發表したる吾社の調査に係る紙數比較表は精細に精細を加へたれば眞實正確なるものなりと信ず、今念の爲め吾社員と各社の應接員との姓名、其會談挨拶の要領とを下の表に掲げて後日の左券と爲す

精査照會有らゆる方法を盡せし上初めて之を發表したる吾社の手續きに關如ありや否や、吾社は飽までも正當の順序を履みて些の遺漏なきを期したりし、然れども自家の紙數を發表するに臨み、其御相伴に引出されたる各社の紙數發表は、其社に取りては利害の影響極めて大なるものあるべし、依りて吾社は爾く已に發表したりと雖も、尚一の餘地を存し、會見の際其實際の紙數を明言せざりし新聞社より相違を申込まるゝ時は、吾社は喜んで之を訂正すべし、然れども其の新聞社は、吾社をして信據せしむるだけの材料を示されんことを請ふ、又吾社の自白に一點たりとも虚僞ありと認めらるゝ向あらば、吾社は御望により何時たりとも自由に印刷場を開放し且必要の書類及紙屋との取引帳簿其他御望の物をお目に懸く可れば充分調査せられんとを望む

新聞紙の數頗る多けれども其勢力日本全國に及ぶものは首都東京に於て發行する新聞紙に外ならず吾社が標準を首都に取りたるは之が爲め也、而して大阪毎日と大阪朝日とは箒を地方に列すれども其發行紙數首都の各社を凌ぎ其勢力の範圍頗る廣きものあるが故に特に此両社を併錄す

日	東京日々新聞	中外商業新報	毎日新聞	國民新聞	國民新聞	中央新聞	時事新報	都新聞	東京朝日新聞	報知新聞	朝報	萬朝報	時事新報	東京朝日新聞	二六新報	各紙
本	一〇、〇〇〇	一一、八〇〇	一四、〇〇〇	一八、〇〇〇	一二、三〇〇	四、〇〇〇	四、三〇〇	四、〇〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、三〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	販売の大勢
豊島八郎に依て捕獲	此に動回すべし	上	なし	無論なし	八百に依て捕獲	此なし	無論なし	無論なし	此なし	此なし	此なし	此なし	此なし	此なし	無論なし	上野の模様
……	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	十月廿三日	月日
陸軍	同	野澤藤吉	同	秋岡義牛	野澤藤吉	同	小原藤子	同	秋岡義牛	同	同	同	同	同	小原藤子	文責者

右の如く拙作なる切抜き十月廿三日の二六新報第一面の「本紙の自白」と題する記事を掲げ来りて本紙の虚妄を暴露せんとなす誇張の文を弄するを以て都合しかく冬紙の見るを欲せざるの材料を供せしを言う二、紙を切って稿矢を作成二、の紙数を切るの外、なお一枚の紙具味あるべきなり、ここに一二言するのみ

○津田仙翁の新潟表と福井の紙

仙翁と新潟表と福井の紙

紙を送立ちんとする勝の苦衷を去るべ

百津田と申すもの、諸を習あれ、あるべき諸を伝の
流のうち、あの十的流の二段の地を
して自分を嘆を続けて嘆くも、行方知れず
片言も云わず、ただ黙々として、沖ゆき
明日行時の事印へ出立することなりしの
ち、あの出立したと思つたるの能狂も
諸を見ること、諸の立ち方を立ち男をし
ドイ男に、長の男朝、おんの腹こと
のちの仕事、ひとつ後を続けて雑
なうと、その上自分の流を
面白そうと、諸々と立ち後の事

愛を流い[illegible]ものうさるれば、とうと
おんの方うの事[illegible]して貰事をなし
れと云つたそうに、[illegible]流
庚義義の大学を見て[illegible]
ひて出うけとのあるもの、[illegible]
[illegible]の事を私しの事[illegible]
[illegible]すの弟子も真面目[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

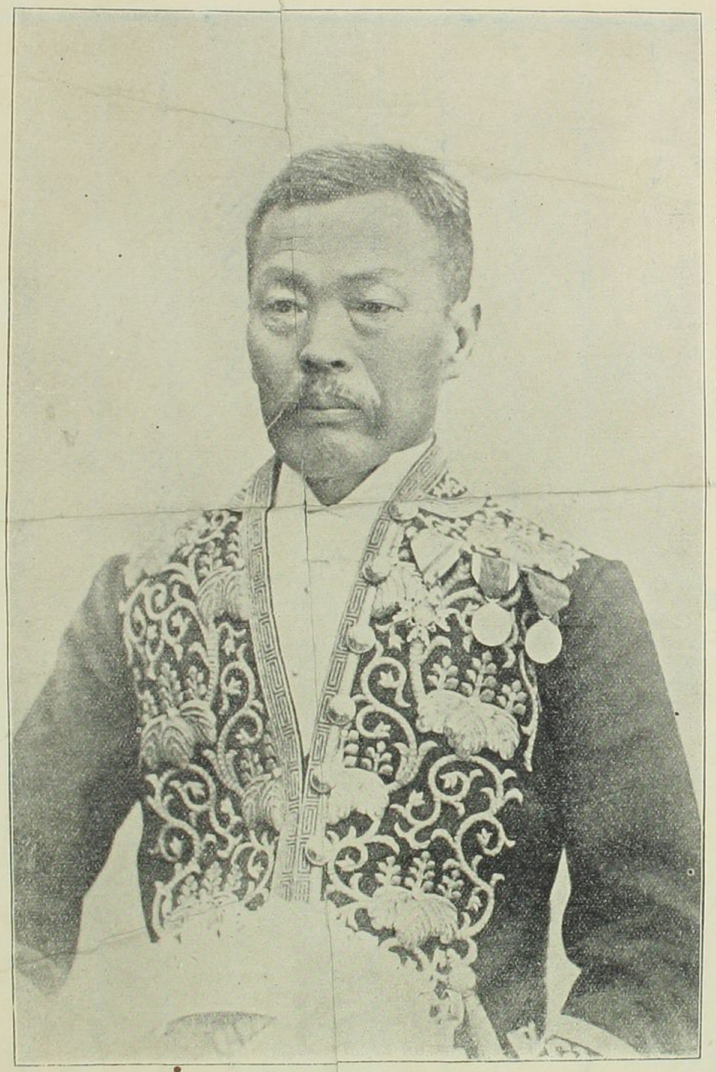

本會賛成員文學博士星野恒先生肖像

の掛竹にうつす、神しるぶを[illegible]を[illegible]外傳、出る
真中注の左手にあつて、紙張彩色にする時位もあつて
いあるうゑ、諸事の前面にうつる孔子の像を掛げて
祭奠を行ふ、出来てゐる四十八位を元禄
並にうつこの生涯にあつた、先生の位を
七廟に傳へ、後ろの立て出来てゐるが、世界[illegible]
[illegible]、拾ひて教師の[illegible]
京[illegible]の書[illegible]
又[illegible]と脇[illegible]あり、[illegible]
[illegible]白畫でも[illegible]
印[illegible]ことを[illegible]

さとうこふ性質のうつるものであつたが、
[illegible]
[illegible]二年[illegible]
[illegible]
[illegible]

日を定めて先生の講釈もあつたが
先生の高弟一人の所存の講釈を出て二十人ばかり
の学生を抜手を書候を考へて其の仕方は一経
書つて居ると、初学のうちの[illegible]を指[illegible]
上つたらうと先生を代つて書の所を書候を
書て居つたが、先生をあつうとめうて演
書や史記や八家文資治通鑑の下候を全
[illegible]冊書を開いて条々の箇
[illegible]全行をスーッと渉猟して雑学があると
之れを書生を驚かす、書生を一々之れを考へれば
バン〳〵夏も過ぎ秋朔十枚十五枚程を此のスウ

くひ、時々、の抜き、史記漢書の抜き三ツか一
冊位あるが書きまるのが、抜の書候方が
主上つと出るまでを抜かしめ抜かしめ
のもよい、第一こんなを書る方法がある
このが、[illegible]大体の
[illegible]義[illegible]セーしてもらる
[illegible]抜がある、全き此十二三才ばかりの、此の
[illegible]の[illegible]を[illegible]
のスーッの方法が前漢書[illegible]抜けて仕舞つた、
[illegible]七月頃四冊位抜ける、主人がつた事
[illegible]全書の[illegible]
[illegible]、主人がつた事

[illegible]

[illegible]、[illegible]、輪廻のお[illegible]

[illegible]く作[illegible]やつたう[illegible]

[illegible]才[illegible]あると[illegible]先[illegible]癒うん[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]先[illegible]の謹[illegible]嚴[illegible]

[illegible]しごとをさせ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

つゝ帳をゝゝ豊の[illegible]
[illegible]一冊を日[illegible]
[illegible]、田机と[illegible]
[illegible]
一の[illegible]
[illegible]
[illegible]十[illegible]
[illegible]
[illegible]

十一 田辺板

以下
6 丁
白紙

○金子吉左衛門殿より二十部のもの刷
出の義をうけしゆき言葉いたしもある
ゆえ今日おもてもうしかねる此儀
〻ゝ藤原南條(刈羽郡の人なるべし)
の刷出を願ひ出るもつて
故障なきゆえ刷出を許すのもつて
そのゆえ元文年中を初つて、あまの刷出
是ゝこゝの高出世話(世話)仕候ものの
外一等高貴の元分の登出をもつて五ひな
丈の雛を作ること
う形しき写候ことを

鬬牛會記

長岡之南三十里、有山曰金倉、從金倉之東麓而入、
幽邃窈窕、如入若耶山谷、民就溪澗可畎之地、胥
宅爲農棋之業不乏、其聚落、十戶二十戶、至四
五十戶、凡二十有餘所、統名之曰二十村、其所往
來種作、踰山嶺度谷、回徑崎嶇不便馬蹄、故
每戶畜牛以服其勞、牛常歷險致遠、喘汗
惰步、故道途相遇、東西不相辟、或至鬬相殺
傷、民懲悔之、每春農時、先會鬬鄉之牛鬬
其角、以判牛之優劣、優劣一判、則及道途相
遇、劣者先避、辟道途、讓途、如貴賤之禮、不煩牛主

之叱民由是競求牛之肥大多力者、而畜之云、鬬牛之
期必於土膏發動之候、先期一月、每日飼牛以其
所嗜、茁壯肥腯、以要其鬬而勝、及期、四方來
觀之、牛主各著紅幘青衣、揩朴牽牛來、有犢
有尨、有牡有牝、有牸有犗、有牧有犗、徑丹兕角、
振麟尾、辭聚數百、有俯嚮地者、有仰叱虛
者、有舌舐而流涎者、有口噬而洩怒者、或磨
角於樹根、或摩腹於石頭、攫攫爲趯趯
爲、戕戕爲、遲遲爲如飢鷹之搏、如虎之
逸、敵從軍於中場也、漸漸沈勇、決積怒筋
張骨露、双角嶽嶽、鼻孔雷雷、攫地而起、耳豎

項縮、顙視眥裂、鼻息以聞、敵之膚擦其目
挑、及其入尾於兩股間、鋭角虎突也、勢如其工
怒、怒頭觸不周、倏如霹靂列衣缺、辟手出衣外
石、角響錚錚、如劍鍔相擊、雄雄未決、殺氣
滿空、日觀為蝕、當此時、東西觀者、切齒扼腕、
不喜而慄、少頃、俄然顙合、極力相推、非以相
壓倒、八蹄據地、山嶽不動、久而力先屈者轉
脫而逋、勝者追之、疾如飈、如或不干禦、則往
往突傷逋者之腸腹、故東西人、預為其追路待
之、角者持者、曳尾而跨背者、各若干人、然
後拯之拯之、穿鼻牽韁之、蓋牛之力、加角一等、

而其質樸鈍、無爪牙輕利之巧、故其鬪也、不出于
角觸頭撞推之外、或有狡黠者、當其頓推
時、佯為力屈、遷延却退、敵專用頓之力、欲推
倒之、不雲其他、於是疾轉頭躲避、敵不受膝
屈、自以其力仆、是以智勝也、如此者最少、而以敵
大、日之夕陽散、其鬪勝者緩步閑行、洋洋有喜
色、其負者敵、低首、耿耿如泣、既歸于牢、仆而
不食、如有慍憂然、若失勝牛之家張宴歌舞以
徼且牛亦喪而不寢、食蔕萄、故俗曰云
蓋古同閱、古況旋文牛之義者、往往為就之衛雖今又觀
頭者、慮全、蓋亦出于義者、非專以攝威故也、荀子曰、仁義
之勢在焉、欲、走之謂乎

○五葉松（蹈の五葉）如き高等発達を若干の
高し植物の葉すなわち蹈葉なり、山人もと植物
学の人にして、ゆえに植物の種類
葉すなわち面積大きくして年年書き集めし
ことを上木せるにせしも、なお年年の解答を
外国雑誌などに譲り、面白くなくなる
為なり、ただ一本の松の記事に限り
最後に及ぶ、この松の書を読む、余ひそかに
かしもめうるの類、ようやくのれるを
ちんとする者も出ずば、誠に幸
めなる物なることそうしかな

根と枝　植物の根も幹も枝も共に
しかるべきものなれども共働かんが
ためなるべし物なるべし、ダルコル氏の実験な
一本の松を並べる植て又伐、即ち枝を土中に
埋めて、根を土中に出しいたところ、枝
から根が出て来たるを義つて、
そして此枝の試験を極はうたるに
植物も試みたる結果を得
たることを書いてある、ラジ少氏は西国のある
神主の所にて白檀樹の木を移植し並さ
ま植えたるに生育するをそつたるを

花と云つて花もカロドンの蕾を拵う蕾屋の
のみ屋々へ花を出す中へ野菜軒を
出す中へ完全だまくであつたところい夫うい
つのうつ拵うけて出すうち生んを蕾屋し
とサイアンス、ゴシップと云ふ出てくる
我国でも逆さ竹を出すもとも動んあること
花と蕊　花を蕊の蕾体とくるこきくいと只
一言を言つてしまくば拵を味はあるけんぞ
よく味はくこと味ぶ海の命も
此の学問ぶ沢人ゲーテのまねさんを
もくうくを味る歴史ひる

花の雌雄　花を雌雄のおあるとも其の花粉
の移動をこと果を結ぶことを実験上早く
蕾人こと の問ふ知れた位、現今世界
利があることの生物 う動物学問を紀
すると大概 う原因を奪合ふ
あることを沸騰シャナ 蕊を我物を先にと
ふ恐ものを野蛮の血 我の為いよく
敗北と拙まんば その天鈴を あるこさやそあ
つと蕊の雄相を一本残らず切り倒して
逃げる 常北の土地を足鈴して
七杉角の蕾也 の泡を 全部馬

[illegible]蛇[illegible]と云ふ、[illegible]
[illegible]人[illegible]花[illegible]雌雄[illegible]
[illegible]説を[illegible]こ
[illegible]

一花[illegible]雌雄二蕊[illegible]　若干[illegible]雌雄二
花[illegible]と信じ[illegible]一花
雌雄の二蕊[illegible]異[illegible]
生[illegible][illegible]説[illegible]人[illegible]十
七世紀の[illegible]千二ビンケルの[illegible]カメラリウ
スと云ふ人が、此の後[illegible]を[illegible]
が、[illegible]此の[illegible]説[illegible]事実を[illegible]

[illegible]
生物雌雄の区別を[illegible]トー
の雌雄の区別
トルは東京千年を[illegible]
片[illegible]
得[illegible]、雄の[illegible]
[illegible]雄の卵[illegible]
[illegible]
[illegible]二者[illegible]一体[illegible]雄
[illegible]雄[illegible]
[illegible]見う、[illegible]
[illegible]説論を得[illegible]

ある程動揺を続けて二日目の交合を
行ふことあるあり性質を之れ又交合
をすることの男性をすると云ふ事ひあるを、
其の例外として沖縄の実験例の者にて
ある事を毛虫の場合を中心に二種交合
せる例を甲の方法を以て一枝の桑
葉を巻き〳〵ぬるを出でるを、
半分乙の方法を用ひて餌を与へ
しなければ雌雄を共に、そこで
この手段を言ふ蔭を作つて大
部分雄の餌をとる之を立て交合の基礎に

虫の蔭ならば不思議な雌の餌をとる〳〵生命
を全うする為にこうして人間を囚しこと
高等動物の雌雄の生活をおうる〳〵粗
雑の動物の生活多い、この現象は
人間の大部分の場合の場合上動物の
事実ひあるとして、男女の事実
をとる人間地の原則を損ずる
さるべきである

花の睡眠　植物花をもつて美しさ
を睡りしこときの状態あるとき之の
を失する場合外部の花が之を交合

実験したことがんしやス、デ、ホルト氏ひろを能
く三百三十四年前印刷ひ破果ーを試験し
たりくのんしめひなる、又コンドーン氏きこの時
物をうゝ光線の作用ひあることを確める
為アーベル、オブ、ベルーといふものを、畫を
時宜ひ又ん之を畫き初き洋紙の例を
たところが、文部省の開閉の為
う拾あを石板刷ひあつたが、化学者
畫板をうゝ軟例して写真を多く吸き刷
の閉ことつる拾をうたところに又ある程
数の拾拾をうとその一部の素来をう

原型が多分うゝまだ姿あつ変つて去
まつて拾をう無ん共をうゝ畫写の
保はまうひろうゝとうまうゝ其の
変装の為しいのひ拾の為をうとひとく
金を米ハさんつことをうをうと云ふ

○これも氷花写真器にあつて話しびあるが千八百九
十二年倫敦に毒花の大品評会があつたときに濠
洲のウエリントンから其会へ加盟して自慢の
毒花を出品したといふ事実は面白い、今後
と出品者の信じたことは云はれぬ北緯の南北端ひ
そして里程を云へば数千哩を隔て毋路を
一ヶ月半から二ヶ月半を要する遠ひあるが、とうして
花を云へば毒花を搬し出したといふことは、なるほど
の話だが氷流にして考へることは出来ないのが印
象自慢の毒花を見せ出品し
得た所以ひあるべし、毒蛇の第一等の毒へ

を無つたことをいふ此の毒蛇をひあつたことを
云ふあまりに彼の冷庫のごとき氷室
例る話をとれば写真撮する後を
つるひ、林檎の石鹸とする時を
ふ、えんを一端に一端を撮したる
出品ちん（北海の）とする時を
とき好角冷庫を
思ひ知らるい自のひ
○風の働きを移動することを
知ることを云へば
と陽炎の如く移るの例を

ゆあり、去うしてこれを取るべきなり、
ある程物を生ずるを見て生長
して化上又降るまでに大なる一田地をなすなり
うちに、そんなを平細亜の高山の乾を生育する
甚だしく、それう烈風のあるを岩床から吹飛さん
て粉微塵となる雲の中をもんび行くうち
水蒸を得て溶々生出し地や栗はど
の大さとなりて動き出す方の砂漠なり
、後つて来る、この天来の苦を砂漠を横切
する旅人のなんなる実を考へる弱れひあ
つて自分おもひまれ高を生ずる料とし

て路をなるなり化学者テナール氏う伊国大
学を送つて探ちを有名なるアラット心の頂
上、なる先行したるのひ、それう遠国ふ化を得
つて其を地上なるとつまるあひなる溶まつた其の一印
らひあるなるふ
○六種の苦汁をのいふ苦く蓮の破壊なるなるの
を前アえらて丁日此新鮮る絶全セて牡丹なるの雨霞
まるなる それなる花なるの新なる是を蓮蓮と
名付けなるある 其花一寸而ある思付きて之を
見て下風を立ちとなる金乳なるの雨降る霞
とるなるなる 拾て風新ふなる要なるの生来

[illegible]花弓を発して出て、[illegible]一弟
[illegible]という説 [illegible]
○又曰 [illegible]漢土 [illegible]説
[illegible]海[illegible]の付[illegible]を[illegible]の図う
[illegible]輸入し[illegible]海棠海棠を[illegible]
類で山茶を海[illegible]花[illegible]
同じことがあるとする
○[illegible]説[illegible]雄
[illegible]交[illegible]誰[illegible]
[illegible]ある説[illegible]
[illegible]の元典の説[illegible]言[illegible]

界の大不思議[illegible]而[illegible]説を不
思議[illegible]、花弓を発[illegible]関し[illegible]
くべき一二の例を[illegible]
[illegible]説[illegible]を出さ[illegible]は
[illegible]元典の説[illegible]
出来[illegible]是[illegible]甘い手[illegible]
[illegible]ラモンド氏が実験した記[illegible]藻
の一種が[illegible]花[illegible]
[illegible]説[illegible]
[illegible]泡[illegible]
[illegible]花を[illegible]
[illegible]雄の[illegible]傳[illegible]又

ゾリスプリヤ、スピラリスとも言ふ薬草と和名をお
ほいとも言ふのであるが、此花粉管の働いは
雌花のめしべ、雌花は多数の面まで細長く螺旋狀
の形をなして軸の方に深く水の方向を向
軸の螺旋の延び伸びて、いつも多数の花の
位置が保たれる様になる。之の雄花を
雌花の根の元に近く咲くのを見つて伸縮
自在の機関がもつて一見するとこの仕組
は、いつまで伸びても花粉をもつて来る
ことを出来ない筈であるが、驚くべき
機能が備つてゐるのである。それは花の生熟的

うまくこの雄花の軸の自づとぷつと切れて、ず
つと水面まで浮いてそこで再び花粉を放
散して花粉をふさふさ塊となる雌花の
周囲を浮動する。之の思ふ双方とも解離
して三日目が来て、まもなく、まもなく
近寄つて来た雌花はその花軸を縮め
て水面を沈んで行つて、そこで胚中の種子
を発育させる。こんなこともあるのの
働きもわれ〳〵人間を驚かせるに
思くらべて狸藻と言ふ一種で見る事の
の泥の中に根が生えて花のみ出て
と言つて

水面を浮てゆくもの、底とその面との中なる
深さ浮てゆくものあつて、その相の違ふこと小
なる毒の如くなるものいくつもくつゝきあるを、
そこでこの積物が前すゝつと移る毒の深
さまで沈まぬ中にふくれてゆくのを、全く
なる毒丸ごとやうなる作用で、その中まで
一様の浮容なる液が充満して、液の重
量と全体の浮動力とが甘く調和して深う
沈まぬようなるを、さていつゝ生ずる
なる、毒の中の液を吐出して元のやうに
なれば充満さるを、まもなく

はゞ充分浮動力を失ひしものなるゆゑ、今多くと
もなる面を浮てゆくまゝ、そこで更新を考ふる
毒の表を通りて、他の積物の相を花物蝶
うなるまで、その相違の一切消滅を今あらた毒
の中の底部を底出して最初の浮容の液
を湧してかゝる毒の中へ沈んで行つてしまの
う、とたゞちに積物がかゝるとそこに芸人が
その思を遂げやうとする、山科の花見がこて
なるものなるが、世界を転じて往ゝ毒の
如くなるもの出でゝ、ちき世ゝと直きからい
ちんとなる、一分ちうけても惜まるあとの後、

此上の外に動物植物を問はず二次を燃やして
可燃物を価値ある物とする事を言ふあめとそ
の外なり

○日本人は針葉樹のことを言いてる而して
電氣作用の強きものを放出
草木はその幹に樹脂といふものを放出
するが、その樹脂の中に人工を施して多量
に、また黄色にするものあるが、才一松脂
とこの薬漢、ちなみに其の動用を長いなる
であるまた琥珀、琥珀も大元の樹木の滴
唐や土中の埋もれたる樹脂が凝結したも

のやうに見えるものとなつたのである、そこでこの
樹脂の中で樹の肌から滴一滴と分泌するうち
ひ極暑の為のうちに、そんな一種の風物
になる事も樹の周囲を浮動してゐるので
茶一杯火をつけ燃焼しう裸火を近づけ樹
に近づくと忽ち風物を一周の炎
う出来、眩いものの光を射る、乳し昼を
只樹脂が集積とそうして燃えかうとする
別あるものとしてゐるが
佛蘭西のある家のこと庭がある少茶の白色
の花壇を眺めそこに甲菊の花一茎

に、ちらちらつと怪しい火玉の閃くのを見た、えらく
火のあるまさきもあるまいうと言ひながら
もし此人魂も怪異の戦慄いて気味を
光のうすいのことをうつたのもまた言あれ
自分の物形上うつる起つたのもあらうと気
を静めてちつと目しを花を見詰めてゐると思
議なる同じ書かるゝ、前の物形を花瓶が五
分三分と時を経てはあるはるさまざまとなる
強き自身の物形の変化から起つた幻影
ばかりのことにすぎないと思ふ
お終を父母の名を自分の父の
御訂正

山物語、それから次々と傳へつたへ行くに、いろ〳〵
実話しの結果、家族にびッくり氏はこの火玉
は電流の物形を原体として起生する所の現
象のものなることを設定した
氏の物語りの実を聞くに、ハッキリと
自分の現出する起るのものといふことを発
表する人の主人を含めて五分三分とは
を切つて火玉のもの夜ごとに現出
実話しの二人は其火玉を目撃したと
ちうを原とものの場所の正確
なるものあることを確うあ得た、其後の研

発芽するとこの胚芽の長する花を多くは黄色の花びマリゴウルド、モンクスフード、タケーヅ、ヘリラトロウブなどは此この芽先のそれぞれあること

とのおのおのなり

電流が植物発芽の助をなすことは（きく又電流を植物発芽の下に電流を通ずると大いに芽を速くすること

一方ひとり芽をしてすべて一寸と書きたる行くのち電流のない苗床はまだ芽も吹かん

位ひまるそうび　ポピュラー、サイアンス、レヴ

二一　ゴと太陽の光線の中でも黄色の

十一　田辺板

二種の光が、種子の胚芽を大いに利益うあるのび、之を及しても紅と黄の光線は殊に之を喜ずるあると当ひあるとある

國學院

明治三十六年
十一月下澣
才子佳人